

次に掲げる用途の建築物はできません。

第一種 文教地区	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで及び同条6項各号のいずれかに該当する営業に係るもの
	2	ホテル又は旅館(1に該当するものを除く。)
	3	劇場、映画館、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設(1に該当するものを除く。)
	4	マーケット(市場を除く。)
	5	遊技場又は遊戯場(学校附属のものを除く。)
	6	旧工場公害防止条例(昭和24年8月13日東京都条例第72号)別表に掲げられていた作業を常時行う工場
	7	勝馬投票券販売所、場外車券売場及び勝舟投票券販売所
	8	前各号の建築物に類するもので、環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて知事が指定するもの
第二種 文教地区	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで及び同条6項各号のいずれかに該当する営業に係るもの
	2	ホテル又は旅館(1に該当するものを除く。)
	3	劇場、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設(1に該当するものを除く。)
	4	勝馬投票券販売所、場外車券売場及び勝舟投票券販売所
	5	前各号の建築物に類するもので、環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて知事が指定するもの

※「知事が指定するもの」とは、次のいずれかに該当するもの

A 共同住宅の主として住戸又は住室のある階に設ける飲食店

B A以外の飲食店で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内に設けるもの。ただし、第二種中高層住居専用地域内に設ける飲食店にあっては酒類提供飲食店(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。)に限る。